

【第 1 問】

《問 1》 2

【国民年金（遺族基礎年金）】

支給要件	被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき。 (死亡日の前日において保険料納付済期間が加入期間の3分の2以上あること。または、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。)
対象者	死亡した者によって生計を維持されていた (1) 子のある配偶者 (2) 子 ※年金法上の子
年金額 (2020年度)	781,700円＋子の加算 ※子の加算 第1子・第2子：各224,900円 第3子以降：各75,000円

遺族基礎年金は、18歳到達年度末日（3月31日）までの子のある配偶者に支給される。設例からAさんの死亡時点において長女Cさん（7歳）がいるため、妻Bさんには子1人の加算額を含む遺族基礎年金が支給される。

$$\begin{aligned}\therefore \text{遺族基礎年金の年金額} &= \underline{781,700\text{円} + 224,900\text{円}} \\ &= \underline{1,006,600\text{円}}\end{aligned}$$

《問 2》 3

「遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（① 4分の3）に相当する額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が（② 300月）に満たないときは、（② 300月）とみなして年金額が計算されます。

また、長女Cさんの18歳到達年度の末日が終了すると、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権は消滅します。その後、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に（③ 中高齢寡婦加算）が加算されます」

<解説>

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者が死亡した場合、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。遺族厚生年金の額は、老齢厚生年金の報酬比例部分を計算した額の4分の3に相当する。

また、中高齢寡婦加算は、夫の死亡当時40歳以上65歳未満の子のない妻、もしくは子のある妻の場合、妻が40歳以上65歳未満で遺族基礎年金を受給できない期間に加算される。

《問3》 1

1) 適切。

介護保険の被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者に区分される。

2) 不適切。

第2号被保険者は、要介護状態となった原因が老化に起因する16種類の疾病（特定疾病）にかぎり、介護給付を受けることができる。

3) 不適切。

第2号被保険者が介護給付を受けた場合、実際にかかった費用（食費、居住費等を除く）の1割を自己負担する。

【介護給付の自己負担割合】

- 第2号被保険者および住民税が非課税の人などは所得に関わらず1割負担
- 第1号被保険者の一定以上所得者の自己負担割合は2割または3割

・ 合計所得金額が160万円以上の人：2割負担

・ 合計所得金額が220万円以上の人：3割負担

※ 合計所得金額＝収入金額－公的年金等控除額

基礎控除や配偶者控除などを差し引く前の金額

【第2問】

《問4》 1

1) 適切。

X社のROEは、X社株式の関連情報より12.50%である。これは、自己資本に対する当期純利益の割合を示す指標である。一般に、ROEが高いほど、資産の有効活用がなされている。

$$\text{自己資本利益率（ROE）\%} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

自己資本（純資産）9,600億円、当期純利益 1,200億円よりROEを求める。

$$\begin{aligned}\text{自己資本利益率（ROE）\%} &= \frac{1,200\text{億円}}{9,600\text{億円}} \times 100 \\ &= 12.50\%\end{aligned}$$

2) 不適切。

X社株式の配当利回りは、3.75%である。

$$\text{配当利回り（\%）} = \frac{1\text{株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

年間配当金総額450億円、発行済株式数3億株より1株当たりの配当金を求める。

$$\begin{aligned}1\text{株当たりの配当金} &= 450\text{億円} \div 3\text{億株} \\ &= 150\text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{配当利回り（\%）} &= \frac{150\text{円}}{4,000\text{円}} \times 100 \\ &= \underline{3.75\%}\end{aligned}$$

3) 不適切。

2021年3月31日（水）は配当の権利が確定する決算期末であるため、権利付き最終日となる2021年3月29日（月）までにX社株式を買付約定（購入）すれば、株主権利（配当金・株主優待など）を得ることができる。権利確定日に株主として株主名簿に掲載されるためには、権利確定日から2営業日前（権利付最終売買日）までに株式を購入しなければならない。

- ・2021年3月29日（月）権利付最終売買日←買付約定（購入）する
- ・2021年3月30日（火）権利落ち日
- ・2021年3月31日（水）権利確定日

《問5》 3

1) 不適切。

Y投資信託のベンチマークである日経平均株価は、東証一部上場銘柄のうち、日本株式市場を代表する225銘柄を対象としている。株価が高い銘柄ほどウェイトが高くなる株価平均型で算出される指標である。

2) 不適切。

つみたてNISAの対象となる投資信託は、投資対象地域を日本国内にかぎらず先進国や新興国も含めた海外も含む。なお、インデックス型・アクティブ型の投資信託やETFを対象にしている。

3) 適切。

つみたてNISAの対象となる公募株式投資信託は、金融庁が定める基準により、購入時手数料および解約（売却）時手数料がゼロであることが要件の1つである。

《問6》 2

	NISA	つみたてNISA
口座開設者	口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の居住者等 なお、NISAとつみたてNISAは選択利用	
非課税投資枠	新規投資額で年間120万円まで	新規投資額で年間40万円まで
非課税期間	最長5年間	最長20年間
投資可能期間	2014年～2023年	2018年～2037年
対象となる金融商品	上場株式、公募株式投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託

1) 不適切。

つみたてNISAの年間非課税投資枠は40万円、非課税期間は最長20年である。

2) 適切。

一般NISAとつみたてNISAは、同一年中において、併用して新規投資等に利用できない。（2024年より新NISAを活用すると併用できるようになる予定。一定の条件のもと、1階部分をつみたてNISAの対象商品に、2階部分を現行一般NISAの対象商品に投資できるようになる。）

3) 不適切。

つみたてNISAで購入した公募株式投資信託を解約（売却）した場合、譲渡益に対して税金はかからない。

【第3問】

《問7》 2

まず、給与収入の金額820万円より、給与所得の金額を求める。

給与所得控除額＝収入金額×10%＋110万円（速算表）

＝820万円×10%＋110万円

＝192万円

給与所得の金額＝給与収入－給与所得控除額

＝820万円－192万円

＝628万円

総所得金額＝給与所得の金額＋不動産所得の金額

＝628万円＋100万円

＝728万円

《問8》 2

- I. 「妻Bさんの2020年分の合計所得金額は25万円です。妻Bさんの合計所得金額は
（① 48）万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。
Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、（② 38）万円です」
II. 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、（③ 101）万円です」

<解説>

妻Bさんの合計所得金額は25万円（給与収入80万円）であり、合計所得金額が48万円（給与収入103万円）以下となるため、Aさんの控除対象配偶者である。Aさんの合計所得金額は問7で求めたとおり728万円であり、900万円以下に該当するため、Aさんの配偶者控除の額は、38万円となる。また、長男Cさん（25歳）は無職であるため扶養対象親族に該当し、扶養控除の額は38万円となる。二男Dさんは20歳で収入がないため特定扶養親族にあたり、扶養控除の額は63万円である。したがって扶養控除の額は合計101万円（38万円＋63万円）になる。

《問9》 2

1) 適切。

不動産所得の金額は100万円であり、20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告する必要がある。

2) 不適切。

寄附した10万円の全額について所得税額から控除されるのではない。

所得税額から控除される金額は以下の計算式で求める。

$$\text{所得税額から控除される金額} = (\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税の税率}$$

なお、ふるさと納税により地方公共団体に寄附をした場合、所得税の寄付金控除および住民税の寄附金税額控除を受けるには所得税の確定申告をする必要がある。ただし、「ワンストップ特例制度」を利用すると、同一年中の寄付先が5自治体までであれば、寄付した市町村に一定の申請書を提出することで、確定申告をしなくても控除を受けることができる。

3) 適切。

確定申告書は、原則として、翌年2月16日から3月15日までの間にAさんの住所地を所轄する税務署長に提出する。確定申告書を税務署に持参または送付して提出する方法のほかに、e-Taxを利用する方法がある。

【第4問】

《問10》 3

建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。なお、建蔽率の上限が80%とされている近隣商業地域で防火地域内に耐火建築物を建てる場合等、制限がなくなる。ゆえに建蔽率は、100%になる。

また、建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

$$\cdot \text{建蔽率の上限となる建築面積} = \text{敷地面積} \times \text{建蔽率}$$

$$= 300\text{m}^2 \times 100\%$$

$$= \underline{300\text{m}^2}$$

$$\cdot \text{容積率の上限となる延べ面積} = \text{敷地面積} \times \text{容積率}$$

$$= 300\text{m}^2 \times 300\%^{**}$$

$$= \underline{900\text{m}^2}$$

$$※ 5\text{m} \times 6/10 = 30/10 \Rightarrow 300\% < 400\% (\text{指定容積率}) \quad \therefore 300\%$$

《問11》 1

- I. 「被相続人の居住用家屋およびその敷地を取得した相続人が、本特例の適用を受けて、その家屋または敷地を譲渡した場合、最高（① 3,000）万円の特別控除の適用を受けることができます。本特例の対象となる家屋は、（② 1981（昭和56））年5月31日以前に建築されたもので、マンションなどの区分所有建物登記がされている建物は対象になりません」
- II. 「本特例の適用を受けるためには、譲渡価額が（③ 1億）円以下であること、2023年12月31日までに行われる譲渡で相続開始日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡することなど、所定の要件を満たす必要があります」

<解説>

- 相続した家屋の要件
 - ・ 相続開始の直前において被相続人が一人で居住していた
 - ・ 1981年5月31日以前に建築された区分所有建築物以外の建物
 - ・ 相続時から売却時まで、事業、貸付、居住の用に供されていない
 - ・ 相続により土地及び家屋を取得
- 譲渡する際の要件
 - ・ 譲渡価額が 1億円以下
 - ・ 耐震リフォーム等により譲渡時において耐震基準に適合している家屋、または、相続人が家屋を取壊すこと など

《問12》 3

1) 適切。

等価交換方式の場合、建設資金の負担は事業者になる。完成した建物の住戸等をAさんと事業者が出資割合に応じて取得する。

2) 適切

甲土地と乙土地を一体とした土地の前面道路の幅員は10mである。法定乗数10分の6を乗じると600%となり指定容積率400%の方が小さいため、上限となる容積率は400%である。問10で求めたとおり、乙土地単独での土地活用の場合は300%であるため、甲乙一体として土地活用した方が上限となる容積率は大きくなる。

3) 不適切

甲土地の前面道路（幅員10mの公道）の相続税路線価（300C）は、1㎡当たりの路線価が300千円を意味する。

【第5問】

《問13》 1

1) 不適切。

遺留分権利者になることができるのは、兄弟姉妹を除く法定相続人だけである。したがって、配偶者・子・直系尊属のみである。被相続人の兄Cさんは、法定相続人であるが、遺留分侵害額の請求等はできない。甥Dさんは法定相続人でないため、もちろん遺留分侵害額の請求等はない。

2) 適切。

自筆証書遺言を作成した者は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請できる（2020年7月10日施行）。なお、遺言書保管所に保管されている遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となる。

3) 適切。

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。公証人がその原本を厳重に保管する信頼性の高い制度である。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要※	不要	必要

※遺言書保管所の保管は不要

《問14》 2

課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は、1億5,000万円である。

【相続税の総額を求める】

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

設例では、第一順位・第二順位の相続人がいないため、法定相続分は、妻Bさんが $\frac{3}{4}$ 、兄Cさんが $\frac{1}{4}$ となる。

● 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

・ 妻Bさん $1\text{億}5,000\text{万円} \times \frac{3}{4} = 11,250\text{万円}$

・ 兄Cさん $1\text{億}5,000\text{万円} \times \frac{1}{4} = 3,750\text{万円}$

● 法定相続分に応じた取得金額に係る相続税額（速算表で計算）

・ 妻Bさん $11,250\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 2,800\text{万円}$

・ 兄Cさん $3,750\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 550\text{万円}$

● 相続税の総額

$2,800\text{万円} + 550\text{万円} = \underline{3,350\text{万円}}$

《問15》 1

- I. 「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、当該敷地の全部について、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、減額される金額は (① 6,400万円) となります。なお、自宅の敷地について優先して本特例の適用を受けた場合、貸付事業用宅地等として適用を受けることができる面積は所定の算式により調整しなければなりません」
- II. 「配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか (② 多い) 金額までであれば、納付すべき相続税額は算出されません」
- III. 「相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から (③ 10カ月) 以内です」

<解説>

- I) 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

自宅敷地（250㎡）8,000万円の場合、330㎡まで80%減額できる。

減額される金額＝8,000万円×80%

＝6,400万円

自宅の敷地（特定居住用宅地）と賃貸マンションの敷地（貸付事業用宅地）について、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受ける場合、適用対象面積の調整が行われる。なお、特定居住用宅地と特定事業用宅地について、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受ける場合は、それぞれの適用対象の限度面積まで併用して適用を受けることができる。

- II) 実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかからないという制度である。なお、相続税の申告期限までに分割されていない財産は税額軽減の対象にならない。

1. 1億6千万円
2. 配偶者の法定相続分相当額

Ⅲ) なお、相続税の申告書の提出先は、被相続人の住所地を所轄する税務署であり、財産を取得した人の住所地を所轄する税務署ではない。

手続きの種類	行うべき手続きの内容
相続の放棄または限定承認	原則として、相続の開始を知った時から3カ月以内に家庭裁判所に申述書を提出
相続税の期限内申告	相続の開始を知った日の翌日から <u>10カ月以内</u> に被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に申告書を提出